

F2-17

Park-PFIによるパークマネジメントにおける地元事業者の参画傾向

認定計画提出者の本拠地及び公募設置等指針の評価項目に着目して

Trends in Local Business Participation in Park Management through Park-PFI

Focusing on the Home Base of Certified Plan Submitters and the Evaluation Criteria in Public Establishment Guidelines

○竹中彩¹, 菅原悠希¹, 泉山墨威²

*Aya Takenaka¹, Haruki Sugawara¹ and Rui Izumiyama²

Abstract: This study examines local business participation in park management utilizing Park-PFI across Japan, focusing on certified plan submitters' home bases and evaluation criteria in public guidelines. Three key findings emerged: (1) About half of the applicants are local firms based in the same city as the park; (2) Larger municipalities tend to require local business participation in applications; (3) Local business participation is an evaluation criterion for project sponsor selection, regardless of city size. These findings contribute to understanding local businesses' role in Park-PFI projects.

1-1. 研究の背景及び目的

近年、自治体主導から公民連携のパークマネジメント（以下、PM）^{注1)}へと移行している。特に、公募設置管理制度（以下、Park-PFI）は、2024年3月までに84箇所の公園内で収益施設の供用が開始され^[1]、今後も活用事例の増加が想定される。Park-PFIは、自治体が事業内容を検討する際、公園利用者や地域の関係者等の意見を把握した上で進めることが重要である^[2]。そのため、Park-PFI事業に市民や地域関係者と関係が近い地元事業者^{注2)}が参画することにより、円滑な事業推進が可能になると考える。実際に、自治体が作成する公募設置等指針で、構成企業に地元事業者を一社以上有することを評価項目とする事例も散見される^[3]。

しかし、自治体が示す地元事業者は、公園と同市内に本拠地を置く企業としている^[3]。そのため、地元事業者によるPark-PFI事業は、地域産材を活用した飲食店や商店街、市民を巻き込むイベントを開催する等、地域貢献に意欲的な事例^[4]もあれば、ナショナルチェーンの飲食店を設置・管理運営する事例等、一様でなく、自治体が検討した事業方針とPMの事業内容に相違が生じることが考えられる。そこで、Park-PFIによるPMにおける地元事業者の参画実態を明らかにすることで、地元事業者が参画したPMの推進につながることを考える。

以上より、本研究の目的は、Park-PFIによるPMにおいて、地元事業者の参画傾向を明らかにする。

1-2. 研究の方法及び研究対象

本研究は、研究対象の公募設置等指針及び民間事業者のホームページ等を用いて、人口規模、認定計画提出者の本拠地及び企業規模、応募資格における地元事業者の参画の有無、事業者選定の評価項目における「地元事業の配慮」^{注3)}の評価割合^{注4)}を整理する。

研究対象は、2024年3月までにPark-PFIにより収益施設の供用が開始した70箇所とする^{注5)}（Table 1）。

2. Park-PFIによるパークマネジメントにおける地元事業者の参画傾向

2-1. 認定計画提出者からみる地元事業者の参画

地元事業者の参画傾向を明らかにするため、認定計画提出者の本拠地^{注6)}を、「公園と同じ市町村（以下、同市内）」、「公園と同じ都道府県（以下、同県内）」、「その他」で分類した。

認定計画提出者の代表企業の本拠地は、「同市内」が35箇所、「同県内」が10箇所、「その他」が25箇所であった（Figure 1）。これらの企業規模^{注7)}に着目すると、「同市内」は小企業及び中企業が11箇所と多く、「同県内」は中企業が5箇所、「その他」は大企業が14箇所と一番多い。以上より、地元事業者である「同市内」の事業者は小企業が多く、「その他」の事業者は大企業が多い傾向にあることが明らかになった。

これは、小企業の地元事業者がPark-PFI事業に参画する一方、Park-PFI事業の最大20年の運営を見越し^[5]、地域外のある程度財政状況の担保がある大企業が事業者として選定されることが考えられる。

また、グループでの認定計画提出者が39箇所あり、それらの構成企業の本拠地は、「同市内+その他」が13箇所と一番多く、「同市内のみ」が6箇所、「同市内+同県内」及び「同市内+同県内+その他」が5箇所であった。このことから、グループの場合、29箇所「同市内」である地元事業者が参画することがわかった。これは、代表企業の本拠地に関わらず、地元事業者と連携してPMを推進する傾向にあることが考えられる。

2-2. 公募設置等指針からみる地元事業者の参画

公募時に地元事業者の参画を条件とする公園は9箇

1：日大理工・院（前）・建築 2：日大理工・教員・建築

所であった。このうち、都市規模^{注8)}に着目すると、5箇所が「東京都及び政令指定都市」、2箇所が「人口

Table 1. Park-PFIによるパークマネジメント一覧

No	公園所在地	人口 [万人]	公園名	認定計画提出者						地元 企業	評価	
				代表法人		構成法人		法人 数	記点		割合	
				同 市内	そ の 他	同 市内	そ の 他					
1	北海道恵庭市	7	漁川河川緑地	●				2	20/150	13.3		
2			恵庭ふるさと公園	●					35/150	23.3		
3	青森県むつ市	6	おおみなと臨海公園	●					20/180	11.1		
4			代官山公園	●					40/180	22.2		
5	岩手県盛岡市	30	木伏緑地	●					10/100	10		
6			中央公園	●				1				
7	岩手県二戸市	3	金田一近隣公園	●								
8	山形県山形市	24	ひばり公園	●								
9	福島県須賀川市	8	翠ヶ丘公園	●								
10	茨城県水戸市	27	信楽園	●				有	10/200	5		
11	茨城県守谷市	7	常総運動公園	●				4				
12	群馬県前橋市	34	敷島公園	●								
13			コロンシテイ公園	●					5/250	2		
14	群馬県高崎市	37	観音山ファミリーパーク	●					50/150	33.3		
15	埼玉県所沢市	34	東所沢公園	●				4		2.5		
16	埼玉県志木市	7.6	いろは親水公園	●				4	5/100	5		
17	千葉県木更津市	13	鳥居崎海岸公園	●					15/100	15		
18	千葉県我孫子市	13	手賀沼公園	●								
19	東京都新宿区	34	明治公園	●				5	有			
20			新宿中央公園	●								
21	東京都渋谷区	22	北谷公園	●				2	有			
22			恵比寿南一公園	●				2	10/200	5		
23	東京都豊島区	30	としまみどりの防災公園	●				3				
24	東京都北区	34	飛鳥山公園	●				3	5/180	2.7		
25			観音崎公園	●				2	5/180	2.7		
26	神奈川県横浜須賀野市	41	長井海の手公園	●				8	5/100	5		
27			横浜動物の森公園	●					20/100	20		
28	神奈川県横浜市	377	山下公園	●				7	10/100	10		
29	神奈川県川崎市	153	池上新町南緑道	●					40/300	13.3		
30	神奈川県湯河原町	3	万葉公園	●				2				
31	石川県加賀市	7	山代スマートパーク	●				2	有	10/200		
32	福井県越前市	8	武生中央公園	●				6	有	30/580		
33	長野県小諸市	4	飯綱山公園	●								
34	岐阜県美濃加茂市	6	ぎふ清流里山公園	●				2				
35	岐阜県各務原市	14	学びの森	●				2	15/100	15		
36	静岡県浜松市	80	万船匠屋公園	●								
37	静岡県湖西市	6	新居弁天公園	●				1				
38			小幡緑地	●								
39	愛知県名古屋	230	久屋大通公園	●				3				
40			徳川園	●				2	35/400	8.75		
41	愛知県豊川市	18	赤塚山公園	●					30/100	30		
42	愛知県津島市	6	天王川公園	●				3	5/130	3.8		
43	愛知県豊田市	42	鞍ヶ池公園	●				2	5.3/100	5.3		
44	三重県鈴鹿市	20	ダイセーフオレストパーク	●				3				
45	三重県四日市市	31	中央緑地	●					5/70	7.14		
46	京都府京都市	148	大宮交通公園	●				2	有			
47	京都府舞鶴市	8	舞鶴赤れんがパーク	●					10/200	5		
48			大仙公園 (いこいの広場)	●				3	5/100	5		
49			大仙公園 (旧公園事務所)	●					5/100	5		
50	大阪府堺市	84	原池公園	●				5				
51	大阪府吹田市	38	江坂公園	●				4	有	5/200		
52	大阪府東大阪市	50	花園中央公園	●				2				
53	兵庫県神戸市	152	海浜公園	●				6				
54	兵庫県淡路市	4	国営明石海峡公園	●				2				
55	奈良県橿原市	12	新沢千塚古墳群公園	●				2	10/150	6.6		
56	岡山県岡山市	70	北長瀬未来ふれあい総合公園	●				3	有	170/500		
57	広島県広島市	119	中央公園	●				4	有			
58	広島県福山市	46	中央公園	●				5				
59			天神中央公園	●				4				
60	福岡県福岡市	154	大濠公園	●				4				
61			海の中道海浜公園	●				3				
62	福岡県北九州市	96	勝山公園	●								
63			到津の森公園	●								
64	福岡県久留米市	30	中央公園	●				2				
65	福岡県新宮町	3	新宮ふれあいの丘公園	●								
66	長崎県佐世保市	26	中央公園	●					5/200	2.5		
67	長崎県平戸市	3	中瀬草原	●					20/200	10		
68	大分県別府市	11	春木川公園	●								
69	宮崎県延岡市	11	城山公園	●								
70	鹿児島県鹿児島市	60	加治屋まちなかの公園	●					10/100	10		

注1) 認定計画提出者がある公園数(同市内)
 注2) 東京都及び政令指定都市
 注3) 20万人以上
 注4) 10万人以上20万人未満
 注5) 5万人以上10万人未満
 注6) 5万人未満
 注7) 従業員1000人以上
 注8) 100人~999人
 注9) 10~99人
 注10) 不明
 注11) SPC, 合同会社

20万人以上」であり、都市規模の大きな地域に位置する公園であった。また、事業者選定の評価基準に「地元事業の配慮」を含む公園は35箇所であった。

以上より、自治体がPark-PFI事業を実施する上で、地元事業者の参画を重視することが考えられる。しかし、公募時に地元事業者の参画を条件に指定すると、地域外の企業の参画を制限するため、事業者が募らない可能性が考えられる。そのため、地元事業者を指定する事例は、事業者からの応募が多く想定される都市規模の大きな地域に位置する公園が多いと考えられる。

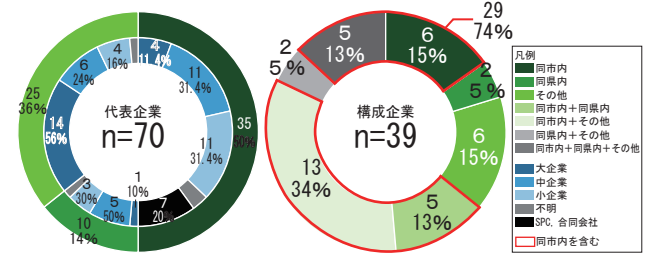


Figure 1. 認定計画提出者の代表企業の本拠地(左)と構成企業の本拠地(右)

3. まとめ

全国のPark-PFIによるPMにおける地元事業者の参画傾向として、以下のことが明らかになった。①認定計画提出者の代表企業のうち、半数が地元事業者であること。また、②都市規模が大きい自治体は、公募時に応募資格として地元事業者の参画を条件とする傾向があるが、③都市規模に関わらず事業者選定の評価項目に地元事業者の参画を設けることが明らかになった。

以上より、自治体は地元事業者の参画を推奨し、民間事業者は、組織体制に地元事業者を含む傾向にあることが考えられる。今後は、Park-PFIによるPMにおける地元事業者の参画実態をより詳細に明らかにするため、地元事業者の活動や事業者間の連携体制を調査することが必要である。

- 補注
 注1) パークマネジメントは、地方自治体や市民、民間事業者が連携し、公園の魅力増進のために公園の管理運営を行う一連の体制とする。
 注2) 地元事業者は、公園と同市内に本拠地を置く企業とする。
 注3) 「地元事業の配慮」には、「事業実施にあたり、地元事業者や地元団体、住民等と連携・協力する姿勢があるか」(飛鳥山公園)や「管理、運営又は工事発注等において、市内事業者をどの程度活用しているか」(山下公園)といった、事業を実施する際の地元事業者に関する項目とする。
 注4) 評価割合は、全体に対する「地元事業の配慮」に関する項目の割合である。
 注5) 2024年3月までにPark-PFIを活用して公募対象公園施設が開業した84公園のうち、公募設置等指針の回収ができた70公園を対象とする。
 注6) 本拠地とは、その企業の主たる事務所がある場所のことを指す。
 注7) 本稿における企業規模は、従業員1000人以上を大企業、従業員100人~999人を中企業、従業員99人以下を小企業とする。
 注8) 都市規模は、東京都及び政令指定都市、人口20万人以上、人口10万人以上20万人未満、5万人以上10万人未満、5万人未満で分類する。

参考文献
 [1] 国土交通省(2024)「公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況」
 [2] 国土交通省(2023)「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」
 [3] 京都市(2018)「大宮交通公園整備事業 公募設置等指針(案)」
 [4] 福山市(2023)「広報ふくやま2023年3月特集「もっと楽しめる公園へ」」
 [5] 齋藤勝弘, 柴田久, 池田隆太郎(2020)「Park-PFI等における民間事業者選定の審査傾向と収益施設へのデザインの影響に関する考察」日本都市計画学会, 都市計画論文集, 55巻3号, pp. 1439-1446